

審議会、委員会等の会議の公開に関する指針

(平成18年2月7日制定)

(目的)

第1条 この指針は、審議会、委員会等の会議を公開することにより、その審議状況を町民に明らかにし、審議会、委員会等のより公正な運営を確保するとともに、開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 対象とする会議は、行政委員会、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び町民、学識経験者等を構成員として、審議、審査、諮詢、調査等を行うために設置された審議会、懇談会、審査会、協議会等の会議（以下「審議会等」という。）とする。ただし、法令又は条例の規定により会議が非公開とされているものは除く。

(公開基準)

第3条 審議会等の会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は非公開とすることができます。

- (1) 試験又は検査等にかかる審議等を行うもの
- (2) 補償にかかる調査、検討、認定等を行うもの
- (3) 表彰等にかかる審査、調査、認定等を行うもの
- (4) 不服審査など争訟にかかる審議等を行うもの
- (5) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められるもの

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の公開基準に基づき、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

(公開の方法)

第5条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する町民に傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に務めるものとする。

(会議開催の公表)

第6条 審議会等は、公開する会議を開催する場合は、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- 2 審議会等の会議の開催の公表は、ホームページへの掲載、庁舎入口に設置する掲示板への掲示により行うものとする。
- 3 審議会等の会議の開催の公表事項は、会議名、開催日時、開催場所、傍聴定員その他必要な事項とする。

附 則

この指針は、平成18年3月1日から施行する。